

令和7年度 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

(1) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究

(ウ) 障害者の移行期の学びのモデル構築 審査基準

令和7年2月19日

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

1. 採択案件の決定方法

「障害者の移行期の学びのモデル構築」の委託先決定のため、申請のあった企画提案書等について審査を行う。審査委員の評価を平均した得点の高い者の中から予算の範囲内で、審査委員会において、実施する取組のバランス等を総合的に勘案し、採択先を決定する。

2. 審査方法等

(1) 審査体制

- ・文部科学省総合教育政策局に置かれる審査委員会において、企画提案書等に基づき、審査を実施する。

(2) 追加資料の要求

- ・審査委員は、審査期間中に必要に応じて、企画提案書等のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

3. 審査に係る評価項目

申請された事業の採否に当たっては、別添1「評価項目」における「評価の観点」欄の各項目に対し、「配分点」欄に記載の点数を上限として審査委員による採点を行い、各審査委員の評価点の平均点を当該案件の得点とする。配分点の詳細な傾斜については、別添2「配分点の考え方」のとおりとする。

さらに、評価を実施した審査委員が付した意見や採択分野のバランス等を踏まえた相対的な観点からの評価を総合的に判断し、審査委員会において、採択案件を決定するものとする。

各審査委員の評価点の平均点が50点に満たないものは、原則採択しない。ただし、企画提案内容の新規性やモデル事業として有益性があり、審査委員会が再審査の必要性認められた場合、再提案と再審査を行い、各審査委員の評価点の平均点が50点を超えた場合、採択を行う。

なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準としては、別添1「評価項目」12の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。

		評価の観点	配分点
評価項目	【基本的事項】		
	1	事業実施に必要な人員・組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行できる体制を有しているか。	5点
	2	事業全体の目標が具体的かつ明確に示されており、妥当な経費が計上されているか。	10点
	3	事業全体のスケジュールが無理のない計画となっているか。	5点
	【事業内容】		
	(1) 高等教育機関や民間団体等の資源（施設及び教員・学生等の人材等）を生かした効果的な生涯学習プログラムの開発・実施【企画提案書6.(1)】		
	4	実施する生涯学習プログラムの内容が具体的かつ明確に示されているか。学習講座や活動等を実施する場合には、障害者本人の主体的な活動を重視した活動とするためのニーズ把握を行い、当該取組の内容が具体的かつ明確に示されているか。 障害特性に配慮した学習プログラムの柔軟な変更や利用可能な教材の準備などの提供モデルが示されているか。(合理的配慮)	15点
	5	既存の取組に無い、障害者の移行期の学びのモデル構築となる新規性のある計画となっているか。(新規性) 将来的に委託事業から自治体等の自主事業(自走)への転換を見通して次年度以降も発展的につながっていく計画となっているか。(継続性)	10点
	(2) 行政・関係団体等との協働による連携協議会の開催【企画提案書6.(2)】		
	6	連携協議会の構成員として、事業実施要領等に照らし適切な者が参画しているか。また、連携協議会の議題や構築を目指す効果的な実施体制・連携体制の内容が具体的かつ明確に示されているか。「事業成果の分析・検証方法」や「どのような者と連携すると効果的な実施体制・連携体制が構築できるか」等の成果報告書を見据えた展望についても示されているか。	10点
	(3) コーディネーターによる活動、ボランティア等の育成等【企画提案書6.(3)】		
	7	コーディネーターとしての専門性を有する適切な者が配置されているか。また、コーディネーターの活動や学生・ボランティア等のサポーター・支援員の育成・活用等の内容が具体的かつ明確に示されているか。また、「具体的にどのように配置・活動すべきか」等の検証・分析や、具体的なモデルの提示に向けた見解について示されているか。	10点
(4) (5) 成果等の普及【企画提案書6.(4)、(5)】			
8	取組の内容が具体的かつ明確に示されているか。また、成果報告会等の開催にあたり(あるいは3.において「共生社会別コンファレンス」の実施を選択した場合)、当該取組に成果等の普及を含めた障害者の	10点	

	生涯学習推進のための普及啓発や人材育成等の内容が盛り込まれており、開催後の展望が具体的かつ明確に示されているか。【企画提案書 6. (4) ②、(5) ②】	
【見込まれる成果・効果】【企画提案書 7】		
9	本事業の実施により得られることが見込まれる成果・効果が具体的かつ明確に示されているか。また、示されている成果・効果は適切なものと言えるか。	10 点
10	委託事業終了後の目指す方向性が具体的かつ明確に示されているか。	5 点
【その他】		
11	本委託事業の内容に関わる実施団体のこれまでの取組の実績、研究業績、関連する地域の取組等の成果が具体的かつ明確に示されているか。(先駆性)【企画提案書 8】	5 点
12	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）</p> <p>に基づく認定（えるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 1 点 ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 2 点 ・認定段階 3 ＝ 3 点 ・プラチナえるぼし認定＝ 5 点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝ 0. 5 点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定）＝ 1 点 ・トライくるみん認定＝ 3 点 ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝ 3 点 ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定）＝ 3 点 ・プラチナくるみん認定＝ 5 点 	5 点

	<p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none">・ユースエール認定＝3点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>	
--	---	--

満点：100点

別添2 「配分点の考え方」

	大変優れている	優れている	やや優れている	やや不適當である	不適當である
5点満点	5	4	3	2	1
10点満点	10	8	6	4	2
15点満点	15	12	9	6	3